

当社及び当社グループは、犯罪による収益の移転防止に関する法律、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、外国為替及び外国貿易法等の関係法令(以下、「犯収法等関連法令」)を遵守し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等金融犯罪(以下、「マネロン等金融犯罪」)を防止することが、社会的な責任と認識し、不断の対策整備の継続を当社グループにおける経営戦略上の重要な課題の一つとして位置付け、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、その検知・防止に積極的に取り組んでまいります。

●組織体制

当社のマネロン等金融犯罪対策担当役員を当社グループのマネロン等金融犯罪対策オフィサーとし、主管部であるリスク統括部は、関係する各部門及び当社グループ各社と連携を図りマネロン等金融犯罪の防止に取り組めます。

また、「マネロン等金融犯罪対策委員会」を設置し、マネロン等金融犯罪防止に関する重要事項について審議を行っています。

●法令等の遵守

当社及び当社グループは、犯収法等関連法令を遵守し、取引時確認、疑わしい取引の届出、資産凍結等の措置に係る確認、その他必要な措置を適切に実施します。

●リスクベース・アプローチ

当社及び当社グループは、自らのマネロン等金融犯罪に関するリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講じる等、リスクベース・アプローチに基づく適切な対策を実施します。

●顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス）及び記録の保存

当社及び当社グループは、顧客情報や取引内容等の調査・分析を定期的に行い、顧客属性に則した、必要な顧客管理措置を実施します。また、法令等の定めに従い、取引時確認記録・取引記録等を作成・保存します。

●疑わしい取引の届出

当社及び当社グループは、営業店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に管理し、適切に検討・判断を行うことにより速やかに疑わしい取引の届出を行う体制を整備します。

●コルレス先の管理

当社及び当社グループは、コルレス先におけるマネロン等金融犯罪を防止する態勢を検証・監視するため、コルレス先に対する定期的な調査を実施します。また、コルレス先が架空銀行（いわゆるシェルバンク）であった場合や、架空銀行との取引を許容した場合、当該コルレス先とコルレス契約を締結・維持しません。

●役職員研修

当社及び当社グループは、適切かつ継続的な研修等を通じて、役職員のマネロン等金融犯罪に係る理解を深め、適法性・専門性等の維持・向上を図ります。

●有効性の検証

当社及び当社グループは、マネロン等金融犯罪防止体制について、マネロン等金融犯罪対策担当役員や主管部における定期的な各種モニタリングの実施や独立した内部監査部門による定期的な監査の実施などにより、諸施策の有効性を検証し、管理体制の充実・高度化に努めます。

